

建設雇用改善助成金の改正のご案内

★改正 《平成22年4月1日》

建設教育訓練助成金

<改正点>

第4種認定訓練

普通職業訓練の普通課程及び専修訓練課程、並びに高度職業訓練の専門課程について、賃金助成の1人当たりの日額の上限が、4,400円から5,400円になります。

第4種技能実習

賃金助成の1人当たりの日額の上限が、5,000円から7,000円になります。

建設事業主雇用改善推進助成金

<改正点>

雇用管理責任者等の選任・配置事業において、雇用管理研修等を受講した場合、賃金助成の1人当たりの日額の上限が、5,000円から7,000円になります。

★新設 《平成22年4月1日》

建設業人材育成支援助成金

1. 概要

建設業の事業主団体が将来の建設業を支える人材を育成・確保していくための事業計画について数値目標を設定し、機構の認定を受け、その目標達成のために必要な事業を実施した場合、その事業費の一部を助成します。

2. 支給額

支給対象費用の2／3、一事業年度当たり800万円を限度（事業毎に別に定める限度額があります。）